

令和5年12月14日

各警察署長 殿

生活安全部長

持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進について（通達）

持続可能な防犯ボランティア活動に対する支援等については、生活安全部長通達「持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進について」（令和3年5月13日付け生企516、以下「旧通達」という。）に基づき、各署において推進しているところであるが、防犯ボランティアの高齢化等により、次世代への承継が困難となる状況もみられることに加え、人口減少や少子高齢化の進行等により、今後、地域社会の安全安心を支える防犯ボランティア活動の多くが消滅することも懸念される。

こうした情勢を踏まえ、地域住民等による防犯ボランティア活動を将来にわたり持続可能なものとするため、下記のとおり、継続した支援活動を推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 支援の基本的考え方

警察は、地域における犯罪等の防止を図る責務を有しているが、その効果を挙げるためには、幅広い世代の参加を促すことに加え、自治体、地域住民、事業者等に対する犯罪情報等の提供、効果的な防犯対策や防犯ボランティア活動の実施に係る助言や指導、好事例の提供など、防犯ボランティア活動に当たる地域住民等の活動を支援し、その活性化を図ることが必要であることから、「防犯ボランティア団体及びその活動の持続可能性」だけでなく、「地域における「安全安心なまちづくり」に向けた活動の持続性」も見据えた2つの視点から支援に当たること。

2 活動支援の具体的推進方策

(1) 活動実態等の把握

防犯ボランティア団体の特性や構成員、活動時間、活動上の課題、支援ニーズ等の活動実態を的確に把握すること。

(2) 活動の周知を図る広報の強化

防犯ボランティア活動の成果について幅広く周知するため、警察が有する広報媒体のみならず自治体等と連携した広報媒体の活用、報道機関への情報提供等、活動の周知を図る広報の強化に努めること。

(3) 活動支援につながる情報提供

ア 犯罪情報等の提供

警察と防犯ボランティアの連携の円滑化に資するため、積極的かつタイムリーな情報等の提供に努めること。

イ 防犯知識の習得と提供

日頃から効果的な防犯活動や防犯環境設計に関する知識の習得に努め、地域の犯罪情勢や対象者の特性に応じた参加・体験型の防犯教室を開催するなど、より効果的な手法を用い、防犯ボランティアへの新しい防犯知識の提供に努めること。

(4) 積極的な賞揚等の措置

ア 防犯ボランティア活動に関する功労の継続的な把握に努め、各種防犯関係表彰等における積極的な賞揚措置を行うほか、事件、事案の解決に資する活動があった場合には、時機を失することなく賞揚措置を検討すること。

イ 防犯ボランティア団体との合同パトロール等においては、警察署長等の幹部の同行及び視察、督励に配慮すること。

3 関係機関・団体等との連携

(1) 市町村との連携

継続的な防犯ボランティア活動を推進するため、市町村と連携、協力するとともに、防犯ボランティア活動の支援に係る事業費、物品貸与、防犯カメラの設置等に関する補助金の予算措置が講じられるよう働き掛けを行うこと。

(2) 地区防犯協会・防犯組合等との連携

防犯協会等と防犯ボランティア団体との連携を促進するとともに、防犯協会等が行う防犯ボランティア活動の活性化等について、一層の充実が図られるよう働き掛けを行うこと。

(3) 企業による活動支援の促進

近年、企業においては、CSR活動の一環として、自ら防犯ボランティア活動に取り組むだけでなく、地域の防犯ボランティア団体等への支援を行う取組も活発化していることから、防犯ボランティア活動への積極的な参加と支援を要請するとともに、防犯ボランティア団体と企業の連携を促進するため、両者の交流の場を設定するなど、連携の円滑化に配慮すること。

4 所属職員に対する周知

(1) 防犯ボランティア活動の重要性や各地域において活動する防犯ボランティア団体について、所属職員に対する教養・周知を図り、防犯ボランティア活動への支援の機運向上に配慮すること。

(2) 防犯ボランティア団体によるパトロール等の活動を見かけた際は、謝意の表明などに努めるとともに、防犯ボランティアが気軽に警察署等に立ち寄れるような良好な関係の保持に配慮すること。

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）